

二重（多重）投稿について

日本社会福祉学会機関誌編集委員会

掲載日：2026年3月10日

二重（多重）投稿に関する日本社会福祉学会機関誌編集委員会（以下、編集委員会）としての見解をお伝えする。

文部科学省が示した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）において、「他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿」は、「論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る研究者倫理に反する行為」とされ、「捏造、改ざん及び盗用」、不適切なオーナーシップと同様に「研究活動における不正行為」（第1節の3）として位置づけられている。

また、同ガイドラインは、「具体的にどのような行為が、二重投稿や不適切なオーナーシップなどの研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。」としている。

これをうけ編集委員会は、機関誌『社会福祉学』（以下、本誌）における「二重（多重）投稿」の定義、およびその中心要素としての「既発表」（未発表）や「投稿中」等の範囲を以下のように定める。

■本誌における二重投稿の定義

本誌において二重投稿とは、①既発表の論文等あるいは②学術誌（本誌または他誌）に投稿中の論文等と、本質的に同一の内容の原稿を投稿することをいう。

■「既発表」の範囲

言語や媒体を問わず「出版」されていることを「既発表」の基準とする。より具体的には、「出版」とは、国際標準図書番号 ISBN または国際標準逐次刊行物番号 ISSN のついた出版物に収録されていることをいう。出版社等との出版契約が締結されていることも「出版」にあたる。ただし、博士論文に関しては「出版」の有無を問わず「既発表」とする。**博士論文をもとにした論文を投稿する場合は、通常の自著引用と同様の扱いを求めるとともに、博士論文と投稿論文との異同や関係を記した説明文を添付するものとする。**

なお、今回示した「既発表」の範囲は暫定的なものであり、編集委員会での審議を経て随時見直しを行うこととする。

■「論文等」の範囲

学術誌掲載原稿（原著論文、レビュー論文、研究ノート、書評、文献紹介など）、大学紀要掲載原稿、商業誌掲載原稿（論文・エッセイなど）、著書（単著・共著・編著）、博士論文など、学術目的で執筆された文書（査読の有無は問わない）を指す。

■「投稿中」の範囲

投稿した日から掲載・不掲載が決定した日までの期間を「投稿中」とする。具体的には、投稿を受理された日から採否の通知が出された日までをいう。投稿を取り下げた場合、投稿受理日から取り下げを承認する通知が出された日までをいう。

■「既発表」の範囲に含まれない（未発表として扱う）自著の例

- ①卒業論文（および卒論の代替レポート）
- ②修士論文（および修論の代替レポート）
- ③研究会等で報告したレジュメやワーキングペーパー
- ④講義レポート等、教育プロセスで作成・提出した文書
- ⑤学会（本学会のみならず国内外の他学会も含む）の報告資料に収録された原稿（予稿）
- ⑥入学時や年次ごとに大学院で提出した研究計画書
- ⑦採択の有無を問わず、科研費の申請に用いた研究計画書
- ⑧科研費報告書など、補助金の適正な使用や業務遂行を確認するための報告書
- ⑨本誌および他誌でリジェクトされた論文に加筆修正したもの（本誌でリジェクトされた論文については加筆修正の程度を編集委員会が検証する）

以上